

西多摩医師会報

第223号 平成3年7月



安富一夫

目 次

| | 頁 | | 頁 |
|--------------------|----|---------------------|----|
| 1. 平成3年度臨時総会報告 | | 5. 生涯現役 | |
| 『定款改正承認される』 広報部 … | 2 | 回想録 その(六) 小泉新策 … | 14 |
| 2. 理事会報告 その1 広報部 … | 11 | 6. ブロックだより 福生市医師会 … | 16 |
| その2 広報部 … | 11 | 羽村町医師会 … | 16 |
| 3. 三多摩地区医師会 | | 7. 医師会日誌 …………… | 17 |
| 広報研究会報告 真鍋 勉 … | 12 | 8. お知らせ …………… | 19 |
| 4. 文芸随筆その他諸事百般 | | 9. 表紙のことば 安富一夫 … | 20 |
| さみだれ 小泉新策 … | 14 | 10. あとがき 渡辺良友 … | 20 |

平成3年度臨時総会報告

—— 定款改正承認される ——

平成3年度臨時総会は、平成3年5月25日（土）午後2時より西多摩医師会館講堂で行なわれた。臨時総会の経過及び内容は次の通りである。

- | | |
|----------|-----------|
| 1. 開会宣言 | 司会 林 實理事 |
| 1. 議長団登壇 | 正副議長 |
| 1. 資格審査 | 議長 後藤 伸先生 |

総務理事より出席会員数及び提出委任状を確認、今回は定款改正に伴い第41条第1項の規定に従い会員総数の3分の2以上の出席が必要である旨告げ本総会の成立を宣言する。

- | | | |
|----|------------|-------|
| 内訳 | 1. 会員総数 | 324名 |
| | (3分の2以上) | 217名) |
| | 1. 委任状提出者数 | 211名 |
| | 1. 出席会員数 | 34名 |

出席者名簿（到着順、敬称略）

| | | | |
|-------|------|--------|-------|
| 近藤 肇 | 山田正哉 | 大嶽栄二 | 真鍋 勉 |
| 林 實 | 西村邦康 | 瀬戸岡俊一郎 | |
| 中村 武 | 土田守一 | 進藤 淳 | 後藤 伸 |
| 石井好明 | 田代 洋 | 桂木 真 | 湯川文朗 |
| 宮川栄次 | 松原貞一 | 内山 大 | 江本虎雄 |
| 大堀洋一 | 百瀬政雄 | 大塚 涉 | 足立卓三 |
| 高水松夫 | 鈴木 修 | 田中浩哉 | 小林康光 |
| 村山正昭 | 葉山 侃 | 堀田洋夫 | 木野村幸彦 |
| 明田川修生 | 唐橋善雄 | 植田稔一 | |

- | | |
|---------|-----------|
| 1. 会長挨拶 | 会長 西村邦康理事 |
|---------|-----------|

一本日は平成3年度臨時総会に週末忙しいところ出席していただき有り難うございます。

本日の臨時総会は、ご案内の通り例年のごとく平成2年度一般会計及び特別会計収支決算の承認を求める件と、第3号議案に西多摩医師会定款改正、並びに定款施行細則改正の件がございます。この第3号議案西多摩医師会定款改正、並びに定款施行細則改正の件は重要な議案でありますので宜しく充分ご審議お願い致します。この場を借りまして一言定款改正についての、経緯並びに理事者側の考えを述べさせていただきます。

この定款改正につきましては、私が会長に就任し医師会活動を行ってきた中で西多摩医師会と各市町村医師会との間に組織上の不整合性を体験し、組織の改革を考え『分権と統一』という言葉を使い西多摩医師会の在り方、活動方針を何回か会報に述べてきました。これは高齢化社会の到来、疾病構造の変化で昭和58年老健法が制定されて我々医師の活動が今までの医療のみではなく保健が重要視されて医師会活動の重要課題は医療と保健となって医師会活動は大きく変わりました。これに今後どのように対応していくべきかと言う事で、一昨々各各地区毎に話し合いの場を持っていたが、大塚、松原両副会長と共に会員諸先生と医師会の現状、組織の在り方について意見の交換をしてきました。そして我々は定款施行細則の見直しにより、時代の変化への対応はクリア出来ると考え、理事会で討議のうえ定款施行細則見直し検討委員会を設置し、検討して戴いた検討委員会からは改正より運営上の考慮をとの答申を受けた。しかし、昨年定時総会に於いて、役員選挙の方法等に疑義が提起された、又急速な高齢化による社会情勢の変化は老人福祉法が改正され地域福祉計画が策定されるなど福祉の問題がクローズアップされた。医師会の活動も医療と保健のみではなく福祉に対処することが課題となりこれからの医師会活動は医療、保健、福祉の統合の時代となってきた。この現状をふまえ、やはりこの際定款並びに施行細則を改正しなければ、会員の先生方の期待する活力ある医師会にならないと考え理事会で討議し定款改正委員会の設置を議決し、早速定款改正委員会が発足し改正委員会の先生方のお骨折りにより昨年12月末、定款改正案並びに施行規則改正案の答申を受けました、その後理事会でその改正答申案を鋭意検討し、本日の総会に提案した次第です。

医師会報別冊で定款改正答申案を配布して、

ご検討をお願いし、同時に各地区医師会で充分討議、検討して戴きました。改正のポイントは 1. 公益法人として、事業項目より会員の相互扶助、並びに親睦福祉に関する事項の削除、2. 活性化の原動力となる支部の設置、3. 役員定数及び選出方法の改正、この3点でした。これらの重要改正点について理事会に於いていろいろ討議が行われた。

1. 会員の福利厚生は公益法人の設立目的にそぐわないと言う法的解釈により我々は云々できない、
2. 支部の設置は本会と支部との法律上の位置付け、本会と支部との連携の在り方、即ち本会の求心力の低下、逆に本会への権力集中が問題になった。
3. 役員を選出は選挙をすべきだ、少なくとも会長は選挙により選出すべきであると言う意見が出された。

以上の問題点をより十分に整理し主務官庁と話し合いその指導を仰いだところ、

1. 支部の設置は西多摩医師会の現状においては法的に困難であることがわかった。しかし西多摩医師会の活性化の為には各市町村単位の医師会活動の充実がポイントである、そこで支部の役割を果たす、限りなく支部に近い地区と言う名称を採用し地区の自主性を計った、これにより各地区で予算措置に伴う保健、福祉の医師会活動を各自治体ごとにより充実させることが出来る、又西多摩広域行政圏（西多摩保健医療圏）での課題は西多摩地域保健医療推進協議会の場で調整し、その調整を各自治体並びに地区に下ろし圏内の保健、医療、福祉の向上を計る、これにより医師会は地区に密着し会員の為の医師会となるものとする。この為今までブロック会の存在で各市町村医師会と西多摩医師会との関係が不明確であったのを、今回は定款施行規則により各地区と西多摩医師会との関係を明確に規定した。

2. 役員選出選任の件、役員を選出は公益法人定款の雛形では必ずしも選挙による選出ではなく選出され、会長も理事の互選により決定するとなっている、このことは役員を選出は必ず選挙によらなければならない（三権分立

的な考え）我々の認識とは大きなギャップがあった、この問題も活発な議論を行い、理事選出は各地区単位の選出過程の中でいろいろの手段があり、役員は選挙により選出すると言う従来の考えをこの選出方法に包含し、従来の選挙による選出方法を尊重した。地区理事定数の問題も数学的に明確に割り切れるものではなく現状を踏まえて理事定数は理事会一任とした。

以上 理事会で改正案の問題点を整理し種々討議をしてまとめたものが、お手元の改正案です。我々は当初単純に地域の活性化のために定款改正をと考えたが、現定款を改正するとなると現在の定款は公益法人定款として不備の面があり、会員の相互扶助、親睦、福祉、などが削除され全面改正となった。その点で80年に及び西多摩医師会の伝統を踏まえ、現在の定款を作ってくれた先輩諸先生方には、新しい定款は意にそぐわない面もあるかと思うが、新時代への医師会の脱皮と言う事でやむをえないと御理解いただき、ご審議していただきたいと思っております。—

1. 議事録署名人名指名

議事録署名人名に下記2名を指名した。

議事録署名人 山田正哉先生
江本虎雄先生

1. 審議事項

- (1) 第1号議案及び(2)第2号議案平成2年度特別会計収支計算につき承認を求める事を一括して平成2年度一般会計収支計算につき承認を求める件。

経理部長大嶽栄二理事が議案説明を行った。次いで、近藤肇監事が監査結果報告を行った。

—4月30日に3監事により、財産の状況及び理事の職務執行状況について事業報告書、関係書類、預貯金通帳等資料を詳細に監査した結果適正且つ正確であったことを、報告する。—

議長は以上の説明により第1号議案並びに第2号議案について質問を議場に求める。
中村 武会員 発言要旨

京都でおこなった移動理事会についてお伺いしたい。何故京都でやったのか、又事

務長が当然参加するが、この費用を個人で出させるのはおかしいと思うが如何か。—
林 實理事 回答要旨

—これは4月6日に実施しており、平成3年度分で、本日の決算とは関係ない。—
堀田洋夫会員 発言要旨
—移動理事会（管外理事会）の性格はどのようなものか、来年の質問の参考としたいので伺いたい。—

議長よりこの件は後程にして他に質問があれば発言ねがいたい旨議場に質す。

（これに対し発言なし）

議長はこれにより第1号議案平成2年度一般会計収支計算及び第2号議案平成2年度特別会計収支計算につき承認を求める件の採決に移り「挙手多数」によって本件承認される。

(3) 第3号議案西多摩医師会定款並びに定款施行細則改正の件。

議案説明を総務部長 林 實理事が行った。

—説明に入る前に一部ミスプリントがあるので、訂正願いたい。

西多摩医師会会報別冊P19定款施行細則の第23条、定款29条第3項の規定により、本会の次の委員会とあるが、本会に、に訂正願いたい。次に第24条第2項各部長は、会長と協議の上、委員をその他の委員及び会員とあるが、委員をその他の役員及び会員の中から、と訂正願いたい。従って本日の改正案は「西多摩医師会会報別冊」と総会資料の中に入れた「西多摩医師会定款改正案」及び本日配布した「定款及び定款施行細則一部修正及び訂正について」と、今申しあげましたものを含め改正案といたします。改正理由については、既に会長挨拶の中で述べられたとおり、又昨年5月の臨時総会の中でも述べており時間の都合上省略させて貰うが、医師会の活性化と主務官庁が今まで以上に公益法人の原点に立脚したものを要求しており、これらを踏まえ改正した。定款改正に至る経緯は会長諮問により定款改正委員会を設置し中村武、土田守一、湯川文朗、川辺隆道、横田卓史、瀬戸

岡俊一郎の各先生にお願ひし、7月3日の第1回委員会において、委員長に中村先生、副委員長に土田先生が選ばれ、委員会13回その他、公聴会2回都庁、北多摩医師会等へ出張願ひ昨年12月25日に答申をいただいた。その後毎回理事会において鋭意検討を重ね又各会員の先生にはブロック又は、各自治体医師会を通じ会員の意見を聞く会をもった。これらを併せ検討し本日提案した次第である。特に今までと違う点を申し上げると、今までは各部ごとに事業及び経理を行っていたが、今後は定款に定める事業の項目ごとに行うべく主務官庁より指導を受けている。この点については改正委員会からの答申書のP48にも載せてあるがここが最も変わる場所である。

なお、答申書に触れている「互助会」と「表彰規定」については、今後更に検討しなければならないと思うので、本日の議題から外させて貰いたい。なお、いろいろ修正、訂正があり複雑なので改らためて読ませて貰う。

（配布資料に基づき定款及び施行規則の修正、訂正したものを、P2西多摩医師会定款第1条よりP31の西多摩医師会定款施行規則第84条まで読み上げる、なお、西多摩医師会会計細則及び西多摩医師会総会議事規則があるが時間の都合上読み上げるのを省略する。）以上これを改正案として提案する。—

（ここで10分間の休憩に入る。）

再開後林 理事より一部訂正の追加発言あり—P9定款第31条の上のカッコに（医道審議会委員長及び副委員長）とあるが、これは第30条に（以下審議会という）とあり医道の部分を削除願ひたい。次にP30定款施行規則第77条監事は業務の執行状況及び財産の状況を監査し、不正とあるが不整と訂正願ひたい。—

議長 発言要旨

—今回の訂正に伴い現在の定款と大きく違う点、特に注意しないと間違っ解釈しやすい点等執行部より説明願ひたい。—
西村邦康会長 発言要旨

一只今林 総務部長から詳細に亘り定款及び施行規則を読み上げてもらい、又挨拶の中でも主な改正点を申し上げたが総則において、現在の公益法人の定款に沿うような目的を入れ会員については、A会員とB会員を明確に規定した。処分を除名とし若干強い言葉に感じるかも知れないが変更した。名誉会員の項を削除し役員は、11名から16名とし会長は、理事の互選とし今までの選挙により決めていたが、今度は新定款第13条第2項に移行した。役員の中で解任の項を設けた。又費用弁償も加えた。次に総会というタイトルを会議に変え会議の中に総会と理事会の二種とし年二回は、定時総会とし総会の機能が大幅変わった簡略化したが、むしろ法的には厳しくなったと思う。収支決算、財産目録に関する事項。事業及び庶務関係概況に関する事項だけであり、その他重要な残余財産の管理処分に関する事項。借入金に関する事項。医道審議会で裁定した事項。規則制定及び変更、理事会において付議された事項等は、施行規則に移し定款からは削除した。書面表決については、第26条で明確にした。議長、副議長については会議の席上で決めると変更した。理事会は特に変更はない。医道審議会は、人数が多少減った。委員会は常置委員会と特別委員会とし若干変わった。今後公益法人としての会計処理の方法を如何に主務官庁の指導に沿ったものにするかがポイントである。

役員選出の問題についても如何に円満且つ融和を保ちながら活動するために、定款上では現行と変わらないが、施行規則においては選挙を含め各地区の選出とし、若干の変更見直しをしている。大きな問題点は以上だが今までは、福生市医師会とか青梅市医師会とかと言っていたが、主務官庁としては非常に紛らわしいので使わないようにしてほしいとの申し入れがあった。各市町村単位の医師が積極的に地域で活動することになると、各市町村のウエイトが高くなり、従って何々医師会何々支部の名称もまずいということで、地区という名称にし

た。市町村単位で保健活動、学校活動、福祉問題等充分検討し積極的に行うことを新定款では目的としている。ともすれば西多摩医師会の存在が薄くなるので定款施行規則の中で地区長が西多摩医師会と充分連絡をとり、会はそれを調整するという事で地区の役割、西多摩医師会の役割をある程度明確化した。私自身5年間会長としてやってきて危惧する面があったが、今度の施行規則ならば非常に運営しやすいと思う。なお、細かいことについては副会長より説明があると思う。—

議長 発言要旨

—長時間に亘りご努力された中村委員長、土田副委員長始め6名の委員会の先生に感謝申し上げたい。

これで説明を終り質問、意見を伺いたい。—

桂木 真監事 発言要旨

—今までの定款と位べ新定款は非常に立派なものと思う、委員の先生方の努力に敬意を表したい。—

江本虎雄会員 発言要旨

—第39条に会計年度は定められているが事業年度については決められていない。これは会計年度に準ずるのか、又総会を3月と決算終了後2箇月以内と規定されているが、例えば今年3月に行った総会は平成2年度の総会なのか、平成3年度の総会なのか疑問がある。役員改選のときの初回の総会で選任すると規定されており事業年度が4月1日からとなると初回の総会は5月ではないか。従って初回というのは、わかりにくいので3月としたらよいと思うが。—

会長西村邦康理事 回答要旨

—これは、公益法人のひな形に基づいて作ってあり、この中にも事業年度については定めていない、多分法律の専門家はお金と事業とは同一のものと判断しているものと思う。これはひな形どおりということでご理解いただきたい。—

山田正哉会員 発言要旨

—確かに問題はありますが各医師会でもそうだが予算の執行、役員選出等の関係で3月中

に総会を開催しているようだ。—

議長 発言要旨

—もう一つ江本先生の質問で初回の総会の呼び方について如何か。—

会長西村邦康理事 回答要旨

—初回の総会を規定しなければならないというのは、どういうことかわからないが、今までのスタイルと特に変わっていないのでご理解願いたい。—

江本虎雄会員 発言要旨

—施行規則第46条で隔年ごと初回の総会で決めるとあるので3月とした方がよいということだが。—

中村 武会員 発言要旨

—江本先生のいうのは、定款第21条に3月と明確にしてあるので施行規則でもハッキリ入れた方がよいといっている。—

会長西村邦康理事 回答要旨

—誤解していて申し訳ない。確かに3月の総会と明確にした方がよいと思う。従って定款施行規則第46条第12項選任は、隔年3月の定時総会で行う、としたい。

議長定款施行規則第46条第12項、選任は、隔年3月と明確にしたことを、議場に確認し修正した。—

堀田洋夫会員 発言要旨

一定款施行規則で医道審議会規則第40条に（審議の結果）と、その関連として第36条に審議会は、次の各項について審議を行う、とありその処理と思うが(1)却下(2)東京都医師会医道審議会への提訴とある。法的に人格のある西多摩医師会での審議結果をいわば、他の団体である東京都医師会に提訴するということは、一つの人格をもった団体としては疑問がある。

施行規則の2章第7条で本会の会員は原則として、日本医師会及び東京都医師会会員となるものとする。とあるが組織的には別のものではないか、会員の好ましくないことを審議したものを提訴するについて何か特別な意味があるのか。—

西村邦康会長 回答要旨

—堀田先生の指摘のとおり、それぞれ人格をもっており、何等法的には根拠はないと

思うので、この件についてみなさんと討議願いたい。—

堀田洋夫会員 発言要旨

—只今の件、捕捉したいが本会の会員は原則として日本医師会、東京都医師会の会員になるものとする。日医都医の非会員の場合都医でも扱い兼ねると思うが。—

江本虎雄会員 発言要旨

—必要がなければ削除した方がよいと思うが。—

山田正哉会員 発言要旨

—以前に福生で麻薬事件があり、あれは確か東京都医師会の医道審議会に引っかけた経緯があった。—

会長西村邦康理事 説明要旨

—例えば医師が、民事法、薬事法、又は保険法違反のあった場合、都の衛生局より東京都医師会医道審議会へ会員に、このようなことがあったが貴会ではどのように考えているかということをお願いする。もし情状酌量があるなら意見書を提出するようにといった具合でありこれが実態だと思う。医道審議会で白黒つけるといっただけではない。私も会長として立ち会ったことがあるが事実拘束力は何もない。—

林 實理事 発言要旨

—土田副議長より定款施行規則第42条に「当事者は本審議結果に異議あるときは、その審議報告書の交付を受けた日から30日以内に東京都医師会医道審議会に提訴することができる。」という条文があるので、これを踏えて検討ねがいたい。—

近藤 肇監事 発言要旨

—日本医師会なり、東京都医師会が西多摩医師会の上部機関という意識が底流にあるからだと思う。とすれば提訴するのはおかしい。—

会長西村邦康理事 説明要旨

—説明が不足で申し訳ないが、これは会員間だけのトラブルで医道審議会の裁定に不満がある場合都の医師会員ならば都医師会医道審議会に今の第42条で提訴出来るということで、現実の問題としてこのようなことはないと思う。当然われわれの方から提

訴するのはおかしいが、会員からの提訴なら止める訳にはいかない。—

近藤 肇監事 発言要旨

—都医師会に提訴し、その結果が逆の場合も当然あり得る。私は論理的に申し上げた。—

会長西村邦康理事 説明要旨

—先生のおっしゃることはよくわかるが、会員間のトラブルで本会の医道審議会の結果で異議あるときはとあり、多少救われると思う。日常あまりないことだと思うので、あまり細かいことを詮索すると何も出来なくなるので充分考慮いただきたい。—

近藤 肇監事 発言要旨

—今度の定款改正については、あくまで論理的に行うべきで、今までどおりだから特別なものはないと妥協したら論理にならない。先程監事の監査報告だが今までならば、調査の結果正当であったと報告したが、社団法人の監査は形式で先程のように報告しなければいけないということだ。定款も新しくなることだしロジックでやった。今までこうだったから、又たいしたことはないから、問題が起きないからというのは、おかしい但しみなさんがよければそれでよいが。—

会長西村邦康理事 発言要旨

—しつこいようだが会員の救済で都医師会会員であれば提訴してもよいと書いてあり、公正を期には必要なことと思うので、決していい加減なものとは思はない。逆をいえば提訴出来ない方がおかしいという論理もある。—

堀田洋夫会員 発言要旨

—正直いって、私もどうでもよいという気はするが、定款とは、言わば法律のようなものだから書込まれてしまうと後々災いを起こすこともあり得る。本会と東京都医師会とはそれぞれ人格をもっており言わば別人である。自分達のことを処理出来なくて他人に直しくというのは、おかしい。又定款に他の団体名が突然出てくるのはおかしい、日医、都医の会員でない人もいるので必ずしも慣例にとらわれず除くものは除い

た方がよい。—

唐橋善雄理事 発言要旨

—堀田先生のいわれるとおり、西多摩医師会の定款の中に東京都医師会云々ということは必要ないと思う。—

会長西村邦康理事 発言要旨

—本人の意思に反する結果で出た場合救済策が全然無くなった場合片手落ちとなるので東京都医師会でなく弁明の機会を与えてやらなければならないと思うので、その対策を出してもらった方がよいと思うが。—

桂木 真監事 発言要旨

—この問題は人それぞれ考え方が違うので議論しても、むづかしいので時間的制約もあり、この辺で賛否をとったらどうか提言する。—

林 実理事 発言要旨

—桂木先生のいうとおり執行部として第40条の(2)及び第42条を削るよう提案するので決をとってもらいたい。—

議長 発言要旨

—只今林先生から二つを削除してとの提案があったが土田副議長より耳打ちで第40条の(2)は削っても第42条はあくまでも個人がもっていくものであり、西多摩医師会の定款にあってもよいのではないかとの意見があった。—

(このあと近藤 肇監事より改正委員会の中村委員長の意見を伺いたい旨、要請あり。)

中村 武会員 発言要旨

—これを作成したときは、確かに上部団体という意識があった。都医師会には大勢弁護士もおり、西多摩医師会の結果が不服のとき本人が都の会員であれば提訴する権利があると思ったので入れた。さっき土田先生のいわれたとおり第40条については医師会が提訴するが如く見えるので、本人が提訴することをハッキリしている第42条を残し第40条の(2)を削除すれば済むと思うが。—

(議長第40条(2)だけ削除するか、又第42条も削除するのかを採決してよいか新めて西村会長に確認する。)

会長西村邦康理事 発言要旨

—これは、みなさんで決めることなので
が今までの話を総合すると

1. 第40条の(2)と第42条の両方を、削除する。

2. 第40条の(2)だけを削除し第42条は原案どおりとの二つの意見だったが。—

議長採決に入る前に他の意見を議場に求める。

江本虎雄会員 発言要旨

—確かに、会長がいったとおりの異議のある人は都医師会の医道審議会へということ、これが果して異議ある人の救済策になっているか疑問である。—

議長他に意見があるか議場に質し、無いことで確認の上採決に入る。この時点に於ける出席会員は30名であることを確認する。

1. 第40条(2)東京都医師会医道審議会への提訴を削除した方がよい人の挙手を求める。 賛成 25名

2. 第42条 当事者は本審議結果に異議あるときは、その審議報告書云々とこの項併せて削除した方がよい人の挙手を求める。 賛成 5名

以上により議長は第40条(2)のみを削除することを確認し議決した。

田代 洋理事 発言要旨

—第30条第2項審議会は、A会員の中から、別に定める規則によって選任された7人の委員をもって構成し云々とあり、又第33条に審議会は委員の4人以上が出席しなければ開催することが出来ない。とあり、第2項に審議の決定は、出席委員の4人以上の多数決とあるが7人に対して4人は少ないような気がする。—

林 実理事 回答要旨

—過半数ということで一応妥当と考えている。—

会長西村邦康理事 補足説明要旨

—第10条に本会医道審議会の審議結果の報告を受け、総会において出席会員の4分の3以上の同意を得て云々とあり、医道審議会の裁定におもきをおいていると理解し何かあれば規定により総会の席上で救済されるということが、明確になっているので過

半数でよいのではないか。—

(西村会長より議長に対し先程提案された第46条の初回の総会の文言について未採決となっているので採決ねがいたいとの発言あり。議長これにより採決に入る。)

議長より第46条選任は、隔年初回の定時総会を隔年3月の定時総会と訂正する件挙手により採決する。 全員賛成

よって第46条は隔年3月の定時総会、と訂正することを議決した。

山田正哉会員 発言要旨

—日本医師会にも東京都医師会にも学校医部があり、学校医は全会員が資格をもっており、産業医、その他とは違うと思う。現在学校保健会等がある以上学校医部は必要で部がないのはおかしい。—

林 実理事 回答要旨

—おっしゃるとおり、学校医部は大変重要な部と認識している。現在の学校医部も部長を含め3名では少ない位だと感じている。

—今回は地域医療部となり、多くの人が担当することとなり、何か事故があっても充分対応出来、又今までなかった副部長も委嘱されることとなる。今後事業報告及び決算も定款第4条に基づいて作るので、従来の各部ごとの事業にこだわることはなく、かえってみんなで当るという利点がある。—

山田正哉会員 発言要旨

—確かにそうなんだが何故互助会を定款の中に入れたか疑問がある。互助会は共済会的制度のものであり、昔何故全員加入させなかったかという、公立病院長の問題もあったからだ。それからみれば学校医部というのは大変だが、将来予防接種も個々になると考えられ、これからの医師会の本当の活動の場は学校医部のような気がする。

—これからは、学校保健会というものも多く出来てくると学校医部の仕事も大変となる。伝統的な学校医部を残しておいたらどうか。—

会長西村邦康理事 発言要旨

—考え方としては山田先生のおっしゃるとおりで、私も会報で新年の挨拶の中に書い

たが姿の見える医師会活動ということで定款改正を行い地域医療活動を推進していく、そのためには、医療保健活動の推進と在宅ケアシステムと活発な学校医活動を基盤に検討することを本年度の重要課題と書いた。私自身も山田先生のご指摘のとおり理解出来る。定款施行規則で必要に応じ理事会の議決により部を増減することが出来る。とあるので必要があれば学校医部を復活させてもよいと考えている。—

近藤 肇監事 発言要旨

—始めから必要があるのだから作っただろうか。何か主務官庁の指導で出来るだけ、部が少ない方がよいとのことだが作っただろうか。—

桂木 真監事 発言要旨

—学校医部について部があった方がよいかも知れないが、この問題は西村会長のいうとおり、それ程こだわることもないと思うのでこの辺で決をとったら如何か。—

江本虎雄会員 発言要旨

—今後は委員会が、たくさん出来るわけだから、地域医療部の中に学校医部に相当するような委員会を作れば、よいわけで何もここで部を追加しなくてもよいと思うが。—

大嶽栄二理事 発言要旨

—学校保健の問題については、重要でこれから進むべき道は学校保健会というように地域全体が参加するような組織になると思う。学校だけの問題でなく抱括的地域医療ということでありあえて独立させないでよいと思う。—

桂木 真監事 発言要旨

—地域医療部の中に学校保健に関するものが書かれている。いろいろ意見もあると思うが、どちらでもよい、作る。作らないの三つに分けて決をとったらどうか。—

百瀬政雄会員 発言要旨

—学校医の問題は会員の殆んどがやっており、学校医部が独立してしまうと、部独自で勝手に活動されても困る。江本先生のいうとおり会長直属にするような方法で最重要視した方がよいと思う。—

議長これにより学校医部を原案どおり地域医療部とするか、又は独立した部を設けるか挙手により採決に移る。

原案どおり地域医療部の中でよい
賛成多数

議長これにより原案どおり議決したことを議場に報告する。

会長西村邦康理事 発言要旨

—この定款が施行されると東京都の主務官庁の許可を得るわけだが現在の理事数が17名、監事3名であるが、新定款による定数が現在より、それぞれ1名減となる。従って主務官庁の指導では減員するようにとのことだが、担当官と交渉の結果役員については付則として、定款第2条第1項の規定にかかわらず、現行の別紙役員名簿のとおりとし、その任期は平成4年3月31日までとする。

医道審議会委員は、定款第30条第2項の規定にかかわらず現行の別紙委員名簿のとおりとし、その任期は平成4年3月31日までとする。

—このような付則事項をつけて届出をしたい。役員の仕事、監事定数については理由書をつければよいと了解を得ている。以上付則事項について提案したい。—

山田正哉会員 発言要旨

—前回は確か許可されるまで1年位かかったと思うが今度はどの位かかる予定か。—
会長西村邦康理事 回答要旨

—定款改正を主務官庁の許可を得るために本日の議事録を添え報告を行う。今改正したら9月頃提出するといったらそんなにかかるのかということだ。発足時は時間がかかるが改正の場合は書類を出してから20日位で許可になる。従って9月中には許可になり、そうすれば即施行となる。モデル、サンプルにもすみやかに実施するようにとうたっている。これについてもクレームをつけたが先方は、専門家だし公益法人の手引にも書いてある。その中の第2項に役員は規定にかかわらず総会の定めるところとし、その任期を行う。と付則があり、これを適用させてほしいと申入れた。我々は何

回も総会をやることは、日常の医師会活動へ物理的にも無理だし、他のものが停滞し好ましくないで申入れをした。その結果主務官庁が納得のいく理由書をつけてもらいたいということなので、これで処理したい。—

中村 武会員 発言要旨

一定款改正委員だが中味について一生懸命だったので、許可の日との関係については、改めて今開いて戸惑っている。ただ法律は遡らないか、遡って適用しないというのが常識だ、例えば昨年選出された理事が今度の定款で減らさなければならぬというのは、どうも納得がいかない。—

会長西村邦康理事 回答要旨

—私は現場にいなかったのだからわからないが、とにかく相談にいったら理事を減らせということだ。—

中村 武会員 発言要旨

—新しく発足した社団法人でなく、継続してきたものを即ここで変えるわけにはいかない、3月までは暫定期間として事務を除外に変更していくことが必要だと思うが、その点官庁はどのように考えているのか。—

会長西村邦康理事 回答要旨

—主務官庁では総会で議決されると議事録を通じて許可願を出し、よければ許可することとなる。許可されてから施行する日まで間をおいてはいけないという鉄則がある。

これだけは、しょうがない。但しこのような付則があるので、これを準用したいと申入れた。については納得のいく理由書をつけ、又付則を入れて提出されたいとのことだ、これをあえて議事録に残るように申し上げる。—

林 実理事 発言要旨

—私も会長とは別に都に出掛けたとき、減員するように指導されてきた。この定款が許可されると役員の氏名を登記することとなり、その時点で問題となる。—

近藤 肇監事 発言要旨

—これは法律上の問題でなく、行政上の問

題だと思うが、行政の方針がおかしいのではないか。新規設立ではないので、事業計画、経理等分類の仕方が変わってしまう。許可されてから施行までの間が長いのは困るというか、これは法律ではないのだから、行政的裁量でもう少しよく話合ったらどうか。—

会長西村邦康理事 回答要旨

—説明が充分でなく申し訳なかったが、私の話したのは定款に関する付則で、施行規則の改正のものではない。施行規則はあえて主務官庁に届ける必要はないが、一応オープンにし話しはしてある。定款については許可制で許可になればすぐ施行となる只今の近藤先生の指摘の事業内容については、すぐ出来るわけがない。当初3月までは出来ないと話したら2月頃総会を開いたらという経緯もあったが、そこで付則をつけることとし了解を得た。説明が若干不足したため混同したが申し訳ない。

なお、定款施行規則については若干問題もあるかもしれないが先方でいわないだけだと思う。定款と大きく離れてはまずいが。—

議長 発言要旨

—付則をつけるということで人数の違いを来年3月まで今のままでということだが、異議ありませんか。—

(異議なしの声あり)

よって付則をつけることについて挙手をもって採決に移る。

全員 賛成

次に定款並びに定款施行細則改正の件全般について他に意見質問があるか議場に質す。

(これに対し発言なし。)

よって議長は第3号議案、西多摩医師会定款並びに定款施行細則改正の件、起立をもって採決に移る。

全員 賛成(起立)

第3号議案は議決承認された。

次いで

1. 閉会挨拶を副会長 松原貞一理事が行い平成3年度西多摩医師会臨時総会は終

了した。

1. 議長団降壇

引き続き下記総会を行った。

(加入者のみ)

◎西多摩医師会互助会

◎西多摩医師会政治連盟・

東京都医師政治連盟西多摩支部

◎西多摩乳児健康審査医会



理事会報告 — その1

平成3年5月21日 西多摩医師会館

議事録署名人 { 高木理事
真鍋理事

議題

1. 報告事項

- (1) 都医地区医師会長協議会報告
西村会長
- (2) 定款改正に伴う東京都総務局行政部指導課(公益法人担当)との打合せについて
林 理事
- (3) その他
公衆衛生担当大堀理事より報告あり

2. 報告承認事項

- (1) 入会会員について 林 理事
—— 承認 ——
- (2) 新会員年会費査定について 大堀理事
—— 承認 ——

3. 協議事項

- (1) 平成3年度臨時総会全般について 林 理事
議長の後藤先生、副議長の土田先生に御出席いただき、総会全般について協議を行った。
- (2) 定款並びに定款施行細則の一部再修正について 林 理事

理事会報告 — その2

平成3年6月10日 西多摩医師会館

議事録署名人 { 大堀理事
野村理事

議題

1. 報告事項

- (1) 「三多摩地区医師会広報研究会」報告
関連記事掲 真鍋理事
- (2) 難病訪問事業報告 大堀理事
青梅市にて6月6日骨髄小脳変成症2例について行われた。

2. 報告承認事項

- (1) 入会会員について 林 理事

—— 承認 ——

- (2) 東京都医師会各種委員会委員一覧表
下記の如くで、都医理事会にて承認。

東京都医師会各種委員会委員一覧表

| 任期 | 自 平成3年4月1日 | 至 平成5年3月31日 |
|------------------|------------|-------------|
| 公衆衛生委員会 | 松原貞一先生 | |
| 学校医委員会 | 道又正達先生 | |
| 保険委員会 | 田代 洋先生 | |
| 苦情処理委員会 | 唐橋善雄先生 | |
| 社保・国保 審査連絡協議会 | 西村邦康先生 | |

調査委員会 真鍋 勉先生
 地域医療委員会 植田 稔先生
 — 以上 了承 —

別に会員名簿を調整し会員に配布するとなっており、今年は追加入退会員と電話網の変更一覧表のみにとどめ、新しい会員名簿発行は来年に見送る。

— 承認 —

3. 協議事項

(1) 会員名簿について 林 理事
 今年は会員名簿作成年に当るが、5月25日の総会にて通った新しい定款施行規則8条によると、理事会は隔年ごとの役員改選の後、5月1日現在をもって各地区

(2) 西多摩医師会納涼大会について 進藤理事
 今年は7月下旬の土曜に開催の方針。

— 承認 —



三多摩医師会広報研究会報告

三多摩地区医師会広報研究会は、さる5月24日（金）午後8：00より北多摩医師会館で開催された。今回は当医師会が当番であったが、研究会始まって以来の参加数で（34名）議題が広報編集の基本的問題であり、活発な意見交換が行われた。司会進行は西多摩医師会の真鍋が担当し、まず、北多摩医師会提案の議題Ⅰ．三多摩地区医師会広報研究会のあり方について一から討議が行なわれた。提案医師会の知念先生が、研究会が連絡会的な性格にとどまり、研究会としての意味を成しておらず、前もってテーマを決めて、各医師会の意見を討議するようにならうか、という主旨を話されたが、日野市医師会の堀田先生からは従来のスタイルでも良いのではないかという意見もあり、都医師会広報担当理事の杉浦先生も、今後討議内容を記録に残すなどしてはどうか、他のブロックと比べ一番活発でかつ続いているのは当三多摩であり、是非このような形で続けていただきたいと述べられた。又、都医理事の牧先生、広報委員長の近藤先生、副委員長の牛尾先生も夫々意見を述べられたが、結局提案された知念先生が、年2回の研究会のうち1回を連絡会、他の1回を研究会として講演会などを行ったらどうかという意見を採択し、次期より実施することになった。続いて西多摩医師会提出議題Ⅱ．各医師会の編集基本方針について一に討議が移り、提案医師会より、広報編集は



理事会の機関誌の側面と会員の意見を充分にくみ上げられる会報的側面とがあり、夫々の側面を各医師会はどのように扱っているか、と問題提議したが、日野市医師会の堀田先生から、理事会の議題は載せるようにしているが、外部からの原稿はどう処理しているか、との意見があり三鷹市医師会の佐竹先生は、外部者の原稿は載せていない、又横書と縦書

きについて質問があり、これについては横書き6医師会、縦書きは1医師会で、横書きが多かった。最後に杉浦先生が、広報活動は対内対外共質を高める活動を行い、有害な情報伝達を是正することは国民医療にも役立つものと考えられると述べられ、2時間に経った研究会を終了した。

(真鍋 勉)



三多摩地区医師会広報研究会出席名簿

| 医師会名 | 役職名 | 氏名 | 医師会名 | 役職名 | 氏名 |
|---------|---------|-------|----------|--------|-------|
| 東京都医師会 | 理事 | 杉浦 稔 | 稲城市医師会 | 広報担当理事 | 簡野 芳憲 |
| " | " | 牧 政明 | 日野市医師会 | 広報理事 | 堀田 芳一 |
| " | 広報委員長 | 近藤 忠雄 | 多摩市医師会 | 広報部理事 | 大谷 輝信 |
| " | 広報副委員長 | 牛尾 博昭 | " | 広報部委員長 | 藤井 達磨 |
| 北多摩医師会 | 副会長 | 行野 外雄 | 武蔵村山市医師会 | 欠席 | |
| " | 理事 | 知念 昭男 | 国立市医師会 | 広報担当理事 | 西田 研治 |
| " | " | 林 厚生 | 東村山市医師会 | " | 浅谷 浩正 |
| 調布市医師会 | 広報担当理事 | 小林 肇 | 立川市医師会 | 広報部長 | 神津 玲子 |
| 武蔵野市医師会 | " | 津崎 逸郎 | 昭島市医師会 | 副会長 | 長谷 光一 |
| " | 広報委員 | 武田 亨 | 小平市医師会 | 広報部委員 | 白井 貞子 |
| 三鷹市医師会 | 理事 | 佐竹 虔介 | 東大和市医師会 | 理事 | 新城 長昭 |
| 府中市医師会 | 広報担当理事 | 笠間 雪雄 | 狛江市医師会 | 広報担当理事 | 保坂 孝二 |
| 町田市医師会 | 理事 | 宮本 東生 | 国分寺市医師会 | 広報理事 | 日向 正 |
| 田無市医師会 | 広報担当理事 | 畑中 恭子 | 西多摩医師会 | 広報担当理事 | 真鍋 勉 |
| 東久留米医師会 | 広報部担当理事 | 有川 正尋 | " | " | 道又 正達 |
| 保谷市医師会 | 広報担当理事 | 田中 和子 | " | 広報部委員 | 玉木 一弘 |
| 八王子市医師会 | 理事 | 大島 弘至 | 小金井市医師会 | 欠席 | |
| " | " | 安藤 博文 | 清瀬市医師会 | 欠席 | |
| " | " | 井脇 宣弘 | | | |

☆ 次号予告 ☆

次号（8月号）は恒例の文芸特集です。
俳句・短歌・随筆等なんでも大歓迎です。
振って御投稿下さい。（広報部）

文芸随筆その他諸事百般

願はくば極めて道義に進め
 最近「戦争産業」の新語
 海外に遊ばしては放漫なり
 政治には時機を逸せず民生の
 バングラデッシュのサイクロンの異常に次々と
 分蜂し我が家の壁に巣を作る
 批把の青き小粒のたわわなる
 さみだれの晴れ間撰みて咲きし花に
 「さみだれ」

小泉新策

#####

生涯現役

回想録 その（六）

小泉新策

医局助手一年生は一ヶ月づつ、各科の見学手
 伝ひが約一ケ年間続く、翌年から所定の科に
 戻って朝から夕方まで走り廻らされる。その
 外にも共通した処へは上層部で談合で派遣さ
 れた。私の隣室は整形であったのでよく午後
 手伝ひにやられたものである。皮膚泌尿科だ
 け毎木曜朝8～9時まで庄司先生が、外来患
 者十名を拾ひ集めて特別講義があった。これ
 は非常に有益な教育方法として各科とも古参
 の先生方もよく出席して教育を受けたもので
 ある。或日外来患者の眉毛末部の皮膚の変化
 した処の表皮を採取して、その場で染色して
 黴菌を証明した。当時はまだ隔離を要したの
 で病院は休業して消毒した。又皇后陛下のそ
 の年の病院への御見舞行啓が中止になったこ

ともある。行啓と言えはその翌年私が施療患
 者の受持ちの一人であった時、行啓があつて
 （巨大結腸）ヒルススプリング症少年を受け
 持って居た時である病室の御巡行中この患者
 にお目をとめられて根堀葉堀り御下問された。
 私はお答えに困って居た。片山國幸先生が揉
 手をしながら色々御説明して下さったので私
 は解放された思出がある。当時は臨床検査は
 共同の検査室で、当てられたものだけは必ず
 やらねばでした。これが大変手間のかかる仕
 事でした。おかげで一年間かけて一應難しく
 ないものだけは出来るようになった。三年先
 輩の曾尔太郎先生を中心に幾つかの実験が割
 り当てられた。その一つは手術野の皮膚消毒
 薬剤の研究。又、毛細管血行の血球の変遷。

もう一つは生体に於ける結石形成機序に就てであった。外来は毎日三階の手術室の勤務に餘力を作ることで、以上の仕事への手伝ひに当った。第二十五回レントゲン学会が私の所の兒玉教室であった。それに結石2000個を集めた標本を今日慈恵には残存して居り、テレビで拝見する機会がこれまで幾度かあったが、あれは私達の心血を注いで収集した標本そのものである。今後又標本を放送することもあると思ひますのでその節はこの記事を思ひ出して見て下さい。私達の研究班の長である曾尔太郎先生から、小泉君は「ギネ」の手伝ひしたなと念を押された。私は義兄の日大医科一期生の淀橋十二社で夜間開業で慶應の病理へ行って居た。処で内々働いて居た。慶應の講師大串貫之先生が手術に来て指導されて居た。先生は若い私の方が使ひ易かったのか山梨の矢村や埼玉の館林の病院へ出張の時よく連れて行って手術の手伝ひをさせて下さった。このことを曾尔先輩は耳にして居たのか日曜日に手伝ってくれとのことで内容は特に示されず約束した。時間に先生の住居本郷西片町を尋ねた。ささやかな開業医の看板が出て居た。既に手術台に患者が用意されて居た。早速手を洗って手伝った。左乳癌の手術であった。思ひきり腋窩まで清掃した。手術が終つて標本を見た。3×3㎝の腫瘤で既に一部試験剔去の痕跡があった。この手術が終つてもまだ患者の身元に就ては一言も云はれなかったので用済みと早々私は帰宅した。仕事等待着って居たので。後日曾尔先生から先生の奥さんの女医先生であったことを聞かされ、よく思ひ切った荒療法をしたねと尋ねると発見したら決断することだよ。早過ぎると云うことはないよと、断言された。

正にその通りです。私も戦后母の右乳房に腫瘍を発見、翌日全剔出を行った。自分の飲んで育った母の乳房をである。手術后12年生きて脳出血で二日で他界させてしまった。曾尔先生今も岡山で御健在な噂をきき頭がさがります。曾尔先生の奨めもあって私も夜間開業を計画。色々意見をきいて西片町のような住宅地は不適だがさりとて板橋志村や亀井戸のような雑民窟でも仕事はあつても金にはなら

ぬ、その中間体の処が良いぞとの意見をきかされた。八王子で休養して居た頃、刀剣趣味の仲間に入れてもらって居たので、東京でも刀剣研究會の仲間に奨められて入って居り、代々木八幡神社で毎月第四日曜午後鑑賞回があり、ここで神官とも知り會ひになり、此の人の紹介で開業が出来たのである。神官は「御宿かわせみ」の作者平岩弓枝氏の父君である。富ヶ谷の小学校を上って水道通りの隅角地で六方丈で駒場への通路に当り奥地の高級住宅地と深町の新開難民界との境界地点であった。徳川義親候や前田家鍋島家も附近の丘の上に在られて、時に夜間遅く従業員や家扶の方々の往診を頼まれたこともある。弘道館の嘉納先生も後の丘上に住って居られ往診というので伺うと高熱肺炎になりさうなので大学へ連絡とって加藤義夫教授に願ひして治療。そのお礼にとて下さった扁額「自他共栄」帰一齋の落款あるを頂戴して今も私の診療所の待合室の正面に飾ってある貴重な記念品となって居ります。経験に乏しい糊口を凌ぐ為めの夜間診療所であったが患者が非常に多く、友人二人の助けをかりつつも毎晩六時から十時過ぎまでかかり、それから夕食の立ち食ひで頼まれて居た往診に廻った。毎日忙しいのみで金にはならなかった。貸しばかり高んで行った。今と違ひ薬屋の「サンプル」が容易に入手出来たので診療所は持ちこたえられた。



ブロックだより

福生市学校保健会発足す

地域学校保健活動の充実発展を旨とし、かねてより設立準備中であった『福生市学校保健会』の設立総会が、さる6月1日、福生市商工会館に於て開催された。福生市長はじめ、市議会議長、市教育委員長、都保健給食課長、都医理事、西多摩及び福生市三師会各会長など多数の来賓の他、現場の学校長、養護教諭、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、市教育委員会事務局職員の方々合せて40名近い出席を

得、滞りなく会則、事業計画、予算等の案件が承認された。役員人事では、当初より同会設立の推進役であった道又正達先生が会長に、木野村幸彦先生が理事に選出された。議事に引き続き、都学校保健会会長の講演、懇親会が行なわれ盛会のうちに無事閉幕した。

(広報部 玉木)



福生市学校保健会



学校保健会懇親会



宮地先生古稀祝賀会

羽村町医師会

さる6月10日(月)、羽村町医師会では、サンコウプラザホテルで、宮地誠先生の古稀のお祝いを行った。

会員多数の出席の中、宮地先生は会員の祝辞に答えて、にこやかに時に熱弁を振るわれ、エンジョイ・ライフをこれからも続けたい、と述べられた。

医業と剣道の両道を全うされた「人生の達人」宮地先生の益々の御健祥を心からお祈りするしだいである。

(広報部 真鍋)



勤務先 目白第二病院

氏名 谷津 一弘
勤務先 青梅慶友病院

氏名 三原 律子
勤務先 青梅市立総合病院

お 知 ら せ

8月（7月診療分）の
保険請求書類提出日
8月8日（木）
— 正午迄です。 —

法 律 相 談

西多摩医師会顧問弁護士 鈴木禧八先生による法律相談を
毎月第2水曜日午後2時より実施しておりますのでお気軽に
ご相談下さい。

- ◎ 相談日 7月は10日（水）
8月は14日（水）の予定です。
- ◎ 場 所 西多摩医師会館和室
- ◎ 内 容 医療、土地、金銭貸借、親族、相続問題等民事、
刑事に関するどのようなものでも結構です。
- ◎ 相談料 無料（但し相談を超える場合は別途）
- ◎ 申込方法 事前に医師会事務局迄お申込み願います。

（注）先生の都合で相談日を変更することもあります。

珍しい写真であり、看板である。紺地に白抜きこの字は、塩の本字である。我々は塩には日常、多くの面でお世話になって、縁の深いものである。今は余り見掛けなかつたこの字も、つい先頃までは、生化学の本、栄養学の本には、随分と印刷してあつた字である。この看板は、今の塩と書いた同じ色のものが使われており、塩の小売店であることを示している。この字といい、横書きを右から左へ読ませている様子から、古いものであることが分る。街頭でこの看板にお目に掛けることは今、ない。

態々珍しいと前書きした理由がある。平成3年4月、五日市街道沿の店に、これが掛けていたことであり、撮影したという点である。大切な珍品なので、今頃は多分店の中へぶら下っているのではあるまいか。

(安富一夫)

梅雨時は、海外か梅雨が無い北海道へ、ツアー料金も一番安い時だし、合理的には、今旅行するのが一番いいけれど、なかなかうまくはいかないものです。

旧盆の頃一番高い料金で混雑中、ありのごとく旅行をする。行き先も家族旅行では国内旅行より安く出来るグアム、ハワイ、シンガポールといった暑い時に暑い所へ行く事になる。暑いといえば火砕流と言うのはすごい熱エネルギーの流れですね。結局、雲仙では4~5名が火山灰の中に行方不明となつてしまつた。ポンペイでは古代人の倒れた人の化石が出たが、火砕流であれば、同じ事が現代でもおこつてしまうものですね。ポンペイと言へば、最古の職業、娼館がありました。娼館といへば、日本人男性がセッセとかようフィリピン。フィリピンでも火山が大噴火がおきていますね。そう考えると古代、現代、自然も変わりなく人間も、あまり変つていないようです。今回は多少分裂ぎみにまとめてみました。

(広報部 渡辺)



平成3年7月1日発行

発行所 (社) 西多摩医師会

東京都青梅市西分3-103

TEL (0428)23-2171(代)

会報編集委員 真鍋 勉

石井好明 小机敏昭 小林杏一

田代 洋 玉木一弘 堀田洋夫

道又正達 百瀬眞一郎 渡辺良友

印刷所 マスタ印刷 TEL (0428)22-3047



健康な、明日へ。

大切な生命を守る医薬品を
より速く、より正確にお届けするために
私たちは努力をつづけています。

必要な医薬品を、必要なときに、必要なだけお届けすること。それが、クラヤ薬品の使命です。そのために私たちは、いろいろなシステムを開発してきました。

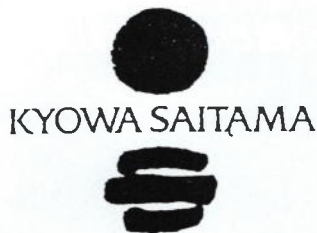
クラヤ・オーダーエントリー・システム…KOSもそのひとつ。お得意さまとコンピュータによるネットワークを結び、医薬品の自動発注から在庫管理までをこなす、画期的な情報伝達システムです。さらに、ポータブル端末による受注データ転送システム、バイクによる緊急配送システム…KESなど、お得意さまのニーズにお応えする新しい流通システムづくりを、一步一步すすめています。

医薬・医療品総合商社



クラヤ薬品株式会社

本社 〒101 東京都千代田区外神田1丁目1番5号 ☎03・253・8161(代表)



KYOWA SAITAMA



協和埼玉銀行

- | | | | |
|--------------|---------------------|---------|-------------------|
| 東青梅支店 | TEL.0428-22-2121(代) | 〒198 | 青梅市東青梅2-17-4 |
| 奥多摩 特別出張所 | TEL.0428-83-2515(代) | 〒198-02 | 西多摩郡奥多摩町永川1421 |
| 青梅支店 | TEL.0428-22-1101(代) | 〒198 | 青梅市青梅295 |
| 河辺支店 | TEL.0428-24-2401(代) | 〒198 | 青梅市河辺町10-2-9 |
| 福生支店 | TEL.0425-51-1021(代) | 〒197 | 福生市福生1048 |
| 村山支店 | TEL.0425-61-1211(代) | 〒190-12 | 武蔵村山市中藤4234 |
| 秋川支店 | TEL.0425-58-2611(代) | 〒197 | 秋川市下代継111-5 |
| 羽村支店 | TEL.0425-79-0881(代) | 〒190-11 | 西多摩郡羽村町五ノ神4-13-10 |
| 五日市支店 | TEL.0425-96-1311(代) | 〒190-01 | 西多摩郡五日市町五日市840-1 |

自然のめぐみを最先端の技術で活かす——ツムラ漢方製剤エキス顆粒(医療用)128品目+3品目



ツムラは、ツムラ漢方製剤エキス顆粒(医療用)128品目+3品目により、高齢化社会の深まりつつある現実の治療に貢献しつつ、漢方製剤の科学的な実証を通じて、21世紀に至る長寿社会の治療手段としての役割をはたしていきたいと願っております。

 株式会社 **ツムラ**
東京都千代田区二番町12-7 千102

最新のテクノロジーが計測します
そして、人の眼と心が記録します



臨床検査のパイオニア
保健科学研究所

本社 千240 横浜市保土ヶ谷区神戸町106 TEL/045-333-1661(大代表)
仙台支社 千983 仙台市宮城野区扇町1-3-5 TEL/022-238-9345(大代表)